

地方公共団体における奨学金返還支援取組状況について

(令和7年6月1日時点)

内閣官房地域未来戦略本部事務局

令和8年3月

1. 調査の背景や目的、概要

(1) 調査背景・目的

地方公共団体による若者への奨学金返還支援は、地方企業への就職を促し、地方への定着を推進する施策として、地方公共団体が独自に取組を進めてきたものである。地方創生の気運の高まりの中、平成26年に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、政府としても奨学金を活用した若者の地方定着を促進する旨が記載され、地方公共団体が奨学金返還支援に要した経費について特別交付税の対象とするといった措置が講じられるようになった。本調査は、全国の地方公共団体における奨学金返還支援の取組状況を調査し、好事例とともに公表することを通じて、返還支援の取組の活用を促すものである。

(2) 調査概要

- ・ 調査対象： 都道府県及び市区町村（47都道府県、1718市町村、23特別区）
- ・ 調査内容： 奨学金返還支援に係る取組状況等
- ・ 調査方法： 調査・照会（一斉調査）システム等による調査票配布、回収
- ・ 調査時点： 令和7年6月1日時点

2. 調査結果

- 奨学金返還支援の取組を実施している地方公共団体数は、**47都道府県・876市区町村**。
(令和6年度調査における実施地方公共団体数：**47都道府県・816市区町村**)
- 昨年度調査に比べ、実施地方公共団体数は市区町村で**60**増加。
全ての都道府県と約5割の市区町村に取組の実施が広がっている。

■奨学金返還支援の取組状況

	実施地方公共団体数	全地方公共団体数に対する 実施割合
都道府県 (N=47)	47 (±0)	100% (±0)
市区町村 (N=1,741)	876 (+60)	50.3% (+3.4%)

■取組実施地方公共団体数推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施 地方公共 団体数	5県 97市町村	23県 181市町村	26府県 263市区町村	31府県 324市区町村	32府県 349市区町村	32府県 428市区町村	33府県 487市区町村	36都府県 615市区町村	42都道府県 717市区町村	47都道府県 816市区町村	47都道府県 876市区町村

- ※ 上記の数には、既に奨学金返還支援対象者の新規募集を終了している場合であっても、支援対象者への支援を継続している地方公共団体も含む。
- ※ 令和4年度調査から医療系人材の確保のための取組についても明示的に対象としたため、令和3年度調査以前との単純比較はできない。
- ※ 地方公共団体が取組をいつから実施しているかに関わらず、実施している旨の回答があった年から、カウントしている。

2. 調査結果

- 令和6年度に地方公共団体が返還支援を開始した人数は**15,260**人（※1）
- 令和6年度の返還支援者総数は**33,720**人（新規＋継続支援者）
- 令和6年度の支援実績額は約**88.0**億円

■地方公共団体が新たに奨学金の返還支援を開始した人数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3※3	R4	R5	R6
奨学金の 返還支援を 開始した人数	603	1,295	2,410	3,096	6,123	7,265	9,716	10,865	11,859	15,260
H27から の累計※2	603	1,898	4,308	7,404	13,527	20,792	30,508	41,373	53,232	68,492

■返還支援者総数（地方公共団体が当該年度に返還支援を行った総数。令和6年度調査より項目追加）

年度	R5	R6
支援者数（人）	26,084	33,720

■支援実績額の推移（地方公共団体が当該年度に返還支援を行った総額。調査項目の見直しを行った令和2年度以降の実績）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
支援実績額（億円）	13.5	30.3	60.8	73.8	88.0

※1 一部の支援事業においては、継続申請者と新規申請者を切り分けて把握をしていない等のため、継続支援者も当該人数に含まれている場合がある。また、認定した場合でも、域内において一定期間就業・居住した後に支援を開始するものがあるため、支援開始者数と認定者数にはずれが生じる。

※2 同計は当該年度に返還支援を開始した人数の累計であることから、当該年度に返還支援を行った人の総数ではない。

※3 令和4年度調査（令和3年度実績）から医療系人材の確保のための取組についても明示的に対象としたため、令和3年度調査（令和2年度実績）以前との単純比較はできない。

3. 取組事例

地方公共団体が実施する事業

福島県

☆福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援制度

○支援要件

大学生等や既卒者(35歳未満)で、県が定める支援対象となる産業分野の県内企業に就職し、規定の年数就業・県内に定住した場合。

○支援内容

- ・大学生等：**5年間就業・定住後、貸与を受けた奨学金の額のうち2年間分(24ヶ月分)を交付**(大学4年生の場合、**上限153.6万円**)
- ・既卒者：**3年間就業・定住後、応募時点での奨学金返還残額の1/2相当額(上限100万円)を交付**



鳥取県

☆鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

○支援要件

大学生等や既卒者(35歳未満)が鳥取県内の対象業種に正規雇用された後、8年間継続して就業・居住すること。

○支援内容

- (無利子奨学金の場合)
- ・奨学金の返還総額もしくは返還残額の**1/2**
- ・上限最大額：大学院、薬学部の場合、**216万円**
- ・助成期間：県内の対象業種へ就職した日の属する年度から**8年度間**
- ※利子の有無等によって助成内容は異なります。



三重県

☆三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業

○支援要件

- ・**大学生等又は既卒者 (UIターンで三重県に居住・就業予定の県外居住者)**
- ・三重県内で居住かつ就業
- ・35歳以下

○支援内容

助成金額：借入予定の奨学金総額又は奨学金借入残額の**1/4 (上限額100万円)**
(三重県内で居住かつ就業し4年経過時点で1/3を交付、8年経過後に残額を交付)



北海道苫小牧市

○支援要件

高等教育機関卒業後、**市内企業へ正規雇用者**として就職し、**市内に居住していること**。

○支援内容

- ・**申請年度の前年度に返還した額の1/2**を支援(上限額10万円/年)
- (市内大学を卒業した人は全額支援(上限20万円/年))
- ・**最長5年間**



青森県六ヶ所村

○支援要件

六ヶ所村奨学資金の貸与を受け、申請日より**前3年間**村内に定住又は村内事業所等に就業していること(35歳未満)。

○支援内容

- ・**奨学資金総額の最大1/2**を助成。
- ・村内定住期間及び村内事業所等への就業期間に応じて支援金を算定
- ・定住又は就業のおおむね**3年後と6年後の2回に分けて助成**



福井県越前町

○支援要件

大学等の就学のために貸与された奨学金の返還を行う**30歳未満**の者で、交付申請時に事業所等に就業(自営業者含む)し、申請日から**5年以上**町内に定住する意志があること。

○支援内容

- ・**補助候補者認定後、12ヶ月間に返還した額を補助。**(上限20万円/年)
- ・**最長5年間**



※制度の詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

3. 取組事例

企業の奨学金返還支援（代理返還）制度に対する支援を行う地方公共団体事業

宮城県

○支援要件

要件を満たした中小企業者等にて正社員として採用され、6年以上の継続勤務が見込まれる者（中途採用含む）。

○支援内容

・補助率：**企業の返還支援額の1/2を補助。**

（従業員の奨学金貸与総額の1/4を上限）

・補助上限額（総額）

大卒等：**①135万円/人**
②90万円/人
③45万円/人

高校卒：**27万円/人**

・支援期間は**最長6年間**

※大卒等は3つのプラン（補助上限額）から選択



広島県

○支援要件

県内に本社等を置く、奨学金返済支援制度を設けている中小企業等。

採用1年目に申請のあった、県内に勤務する雇用期間の定めのない従業員に支払った手当等の一部を支援。

○支援内容

・一般企業枠：
従業員への**給付額の2/3を補助。**

・人的資本開示企業枠：
従業員への**給付額の3/4を補助。**

（いずれも**上限額なし**）

・**最長3か年度補助。**



埼玉県秩父市

○支援要件

・市内に事務所を有する中小企業に勤務する就業後6年以内の正社員。

・中小企業者は「埼玉県中小企業等人材確保奨学金返還支援事業補助金」の交付決定を受けていること。

○支援内容

・返還支援を行った企業負担の**1/2または1/3を補助。**

（**年額上限9万円/人。埼玉県の補助金と合わせて年額上限18万円/人**）



愛知県みよし市

○支援要件

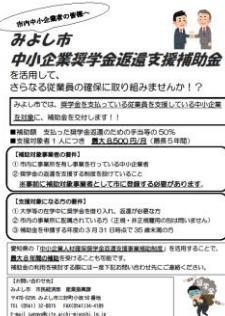
中小企業に勤務しており、市内の事業所に配属されている35歳未満の職員（非正規も含む）。

○支援内容

・**企業の返還支援額の1/2を補助。**（支援対象者

1人につき**8.5千円/月**）
（**最長5年間**）

※愛知県が実施している同様の制度（中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助制度）の併用で**合計8年間の補助を受けることも可能**



京都府八幡市

○支援要件

・市内に事業所を有する中小企業者等に勤務して6年以内の正社員。

・中小企業者は京都府の「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定を受けていること。

○支援内容

対象の中小企業が交付決定された**府補助金額の1/2を補助。**

・1～3年目：一人当たり**上限4.5万円/年**

・4～6年目：一人当たり**上限3万円/年**



兵庫県洲本市

○支援要件

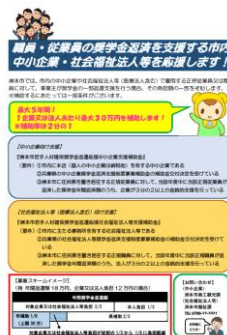
・市内の中小企業又は法人等に勤務する正規従業員または正規職員。

・事業者は県の「中小企業奨学金返済支援制度事業補助金」等の補助金交付決定を受けていること。

○支援内容

対象企業等が負担した額から県補助金交付額を控除した額の1/2を補助。

（1企業等あたり、**上限30万円/年**）
（**最長5年間**）



※制度の詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に奨学金の返還支援をする地方公共団体の取組を、国としても推進することにより、若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



日本学生支援機構や地方公共団体等
からの奨学金の借入れ

返還



返還支援

※ 地方公共団体が貸与する
奨学金については返還を減免



令和7年6月1日現在の
実施地方公共団体数

47都道府県
876市区町村

若者の地元企業への就職や、
都市部からのU I Jターンを促進



奨学金返還支援に地方公共団体が要した経費は、
特別交付税措置の対象となる

～地方公共団体が定める支援の要件や内容の例～

【出身地】

「指定せず」「保護者が当該地方公共団体に居住」 など

【就業・居住】

当該地方公共団体に居住（かつ/または就労） など

【返還支援額】

返還額の1/3、1/2、2/3、1/1など割合を指定した上で、
別途上限額を設ける

など

地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- 奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（※1）、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

【市町村】

- 奨学金返還支援に係る市町村の負担額（基金の設置は不要）、広報経費に対して特別交付税措置
- 対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど

※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。

【道府県】20～24歳人口が流入超過 【市町村】20～24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない（市町村は令和4年度以降の条件を記載）

※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。